平成31年度

石川労働局 行政のあらまし

本冊子は、石川労働局の業務について、平成31年度において重点的に取り組むこととしている施策を中心にそのあらましをまとめたものです。

目　次

Ⅰ　総合労働行政機関としての施策の推進 …… 1
Ⅱ　石川県の雇用をめぐる現状 …… 1
Ⅲ　働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等 …… 2
Ⅳ　人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 …… 10
Ⅴ　労働保険適用徴収業務の適正な運営 …… 15

【参考資料】
石川労働局の組織と担当業務 …… 16
労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄・概要 …… 17
石川労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）等の所在地 …… 18
労働に関する相談窓口のご案内 …… 19

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石川労働局

石川労働局ホームページ：https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/

Ⅰ　総合労働行政機関としての施策の推進

石川労働局では、総合労働行政機関として、各種情勢に対応した雇用・労働対策を推進するため、四行政分野（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の施策を総合的、一体的に運営してまいります。

特に、働き方改革を推進するため、労働条件の確保・改善、長時間労働対策、労働災害防止対策、女性・高齢者の活躍促進、障害者に対する就労支援や若者の就職支援について、積極的に取り組むとともに、県等地方公共団体や関係機関・団体とも緊密に連携し、地域に密着した行政運営を図ってまいります。

Ⅱ　石川県の雇用をめぐる現状

①	最近の雇用情勢	求人の増加、求職の減少傾向が続いており、平成30年平均の有効求人倍率は1.99倍（前年比0.14ポイント上昇）と全国平均の1.61倍を上回る高い水準で推移しており、県内の雇用情勢は着実に改善が続いている状況にあります。
②	若者の雇用状況	新規学校卒業者の就職内定率(平成30年３月卒業者)は、高校が99.8％、大学等が98.1％といずれも高い水準となっており、就職環境は良好な状況が続いていますが、一方で新規学卒者の卒業後3年以内の離職率が依然として高い状況にあります。
③	女性の雇用状況	女性の就業者は、278.8千人（前年 278.5千人）で、15歳以上人口に占める割合（就業率）は、53.6％となっており、全国平均（49.8％）に比べ3.8ポイント高い状況にあります。 (資料出所：総務省・石川県「労働力調査」平成29年) 一方、管理職に占める女性の割合は、14.7％となっており、全国平均（16.4％）に比べ1.7ポイント低い状況にあります。 (資料出所：総務省「国勢調査」平成27年)
④	仕事と育児の両立	育児休業取得率は、女性は90.8％で全国平均を7.6ポイント上回っているものの、男性は2.0％で全国平均を3.1ポイント下回っています。 (資料出所：平成29年度「石川県の賃金等労働条件実態調査」)
⑤	高年齢者の雇用状況	県内31人以上規模の企業1,809社で、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している企業は1,805社（99.8%）、66歳以上働ける制度のある企業は463社（25.6%）となっています。 (平成30年６月１日現在：高年齢者雇用状況報告)
⑥	障害者の雇用状況	県内のハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は、1,825件（前年比3.9%増）で、就職件数は1,053件（同4.4%増）となっています。 また、新規求職申込件数のうち、精神障害者は1,038件（全体の56.9%）、就職件数は665件（同63.2%）となっており、求職者全体に占める精神障害者の割合が高くなっています。 (平成31年１月末現在　石川労働局まとめ)
⑦	年次有給休暇の取得	年次有給休暇の取得日数は、6.80日（取得率46.91％）で、全国平均を0.84日（取得率では4.25ポイント）下回っています。 (資料出所：平成29年　全国中小企業団体中央会調べ)

Ⅲ　働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

1　働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

「働き方改革」の推進

石川労働局は、少子高齢化に対応するため、女性、障害者、高齢者など誰もがその能力を最大限に発揮し、活躍できる「一億総活躍社会の実現」と「働き方改革」に取り組んでいきます。

「働き方改革」は、働く方々の健康を確保しつつ、多様で柔軟な働き方を選べるようにするための改革です。労働時間の短縮をはじめ、働きやすく魅力的な職場環境を実現することにより、企業の人材確保や生産性向上にもつながる取組です。

― 平成31年４月１日より順次施行 ―

1	**有給休暇年５日取得** 平成31年4月1日より施行
2	**時間外労働の上限** 中小企業は、2020（平成32）年4月1日より施行
3	**同一労働同一賃金** 中小企業は、2021（平成33）年4月1日より施行 ※労働者派遣法は、2020（平成32）年4月1日より施行

（1）相談・支援体制の整備

ア　石川働き方改革推進支援センター　全般的な相談

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、専門家が、電話・メール・企業訪問により、相談に応じます。

イ　労働時間相談・支援コーナー　法律の相談

主に中小企業の事業主の皆様からの労働時間制度等に関するご相談に対応するため、県内すべての労働基準監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、きめ細やかな相談・支援等を行います。

ウ　ハローワーク　求人充足支援

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施します。

（2）助成金の活用

中小企業が加盟する商工会議所、商工会や業種別団体等を拠点に、時間外労働等改善助成金（団体推進コース）を活用して、働き方改革の取組を展開します。

また、以下の助成金を活用して、働き方改革の取組を支援します。

時間外労働等改善助成金 ⇒	時間外労働の上限設定等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成
業務改善助成金 ⇒⇒⇒⇒⇒	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
キャリアアップ助成金 ⇒⇒	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成

（3）関係機関との連携について

地方公共団体及び労使団体、金融機関、関係団体を構成員とする「いしかわ働き方改革推進協議会」を設置し、働き方改革が円滑に進むよう、支援策等について共有を図り、中小企業・小規模事業者等への支援を進めます。

また、「いしかわ働き方改革支援ハンドブック」により、相談窓口・支援制度・便利なポータルサイト等を案内します。

いしかわ働き方ハンドブック　検索

2　長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等

（1）長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

ア　労働時間法制の見直しへの対応

労働者の健康確保を大前提に、生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、誰もが働きやすい社会を実現するため、罰則付きの時間外労働の上限規制や年５日の年次有給休暇の確実な取得等が盛り込まれた、働き方改革関連法の適正な履行確保に向けて法制度の周知を図るとともに、トラック運送事業に係る「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知など、長時間労働の是正に向けた業種ごとの環境整備を推進します。

時間外労働の上限
中小企業は、2020（平成32）年４月１日より施行

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

イ　働き過ぎ防止に向けた取組の推進

各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えている疑いのある事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を徹底するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

また、過労死等防止啓発月間（11月）に合わせて、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

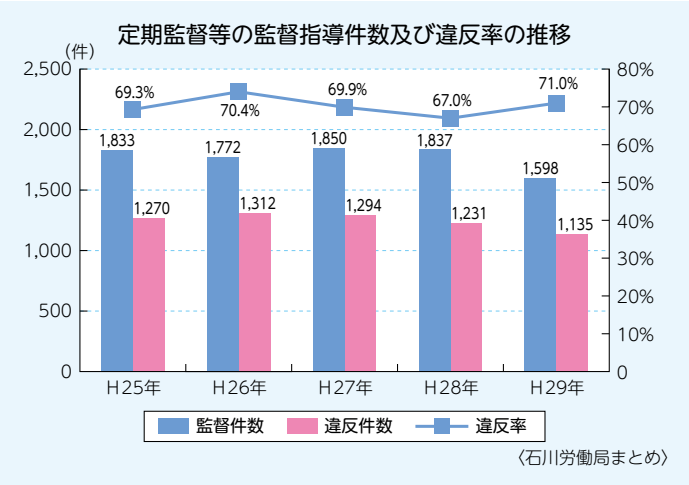

〈石川労働局まとめ〉

ウ　労働条件の確保・改善対策

a　法定労働条件の確保等

労働基準関係法令や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」等の周知徹底を図り、事業場における基本的労働条件の枠組みの確立とその定着に向けた取組を推進します。

また、労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。

重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処するとともに、同種事案の発生を防止するため、司法処分事案や監督指導結果等を積極的に公表します。

さらに、平日の夜間・休日の無料電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」などの周知にも積極的に取り組みます。

○ポータルサイト「確かめよう労働条件」
http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

b　特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者、介護労働者といった特定の労働分野ごとの実態に応じた労働条件確保対策を推進します。

c　最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知徹底等）

賃金が低い労働者のセーフティネットとして最低賃金制度が十分に機能するよう、最低賃金額について、使用者及び労働者に周知し、遵守の徹底を図るとともに、履行確保対策を推進します。

【石川県の最低賃金】

地域別最低賃金	時間額	改正発効日
石川県最低賃金	806円	平成30年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	改正発効日
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	900円	平成30年12月31日
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	900円	
石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	847円	
石川県百貨店，総合スーパー最低賃金	840円	

最低賃金制度マスコット〈チェックマん〉

（注）「地域別最低賃金」は毎年10月頃、「特定（産業別）最低賃金」は毎年12月頃に、それぞれ改正発効される予定であります。また、適用除外の業種・業務等がありますので、詳しくは当局のホームページ等でお確かめください。

（２）長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等

ア　企業経営陣への働きかけ

働き方・休み方の見直しに向けた取組には、企業の経営トップの意識改革やリーダーシップが重要であることを踏まえ、長時間労働を前提とした職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進等に取り組むよう労働局幹部が経営トップ等に対する働きかけを実施し、各企業における働き方改革を促進します。

また、労働局幹部が働きかけを行った企業における取組の事例等について、ほかの企業の取組の参考となるよう、「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し情報発信を行います。

有給休暇年５日取得
平成31年４月１日より施行

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年５日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

イ　改正労働時間等設定改善指針等を通じた働き方・休み方の見直し

時間外・休日労働の削減、年次有給休暇管理簿の作成・周知、勤務間インターバル制度等の導入促進が盛り込まれた改正労働時間等設定改善指針の周知徹底を図り、企業の働き方・休み方の見直しを促します。

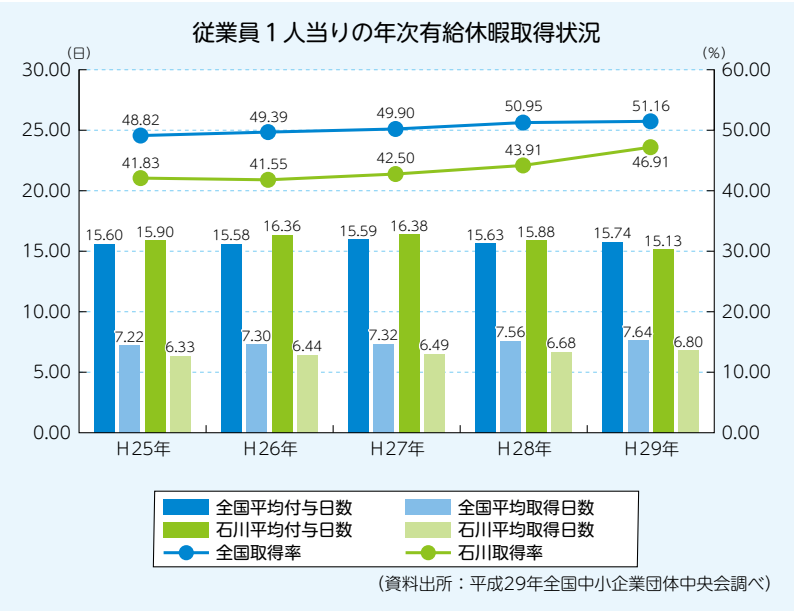

（資料出所：平成29年全国中小企業団体中央会調べ）

ウ　年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得促進を図るための取組として、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、連続休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びGWに、集中的な周知・広報を行います。

また、石川労働局の独自の取組として、「年休を取って行こう！」と題して、夏休み期間中、小学生の子どもがいる労働者を対象に、労働者が年次有給休暇を取得して子どもと一緒に参加する企業見学会を実施します。

エ　勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度は、労働者の睡眠時間や生活時間を確保するための制度であることを踏まえ、長時間労働が懸念される企業等に対して導入するよう促します。

「勤務間インターバル」制度とは？
１日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。

（３）第13次労働災害防止計画の２年目における取組

第13次労働災害防止計画（13次防）の２年目となる平成31年度は、目標の達成に向けて、課題に応じた具体的な対策を講じるとともに、過重労働による健康障害防止を含む健康確保対策及び化学物質による労働災害防止対策等の取組を推進します。

【13次防における基本目標】

① 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、12次防期間中（平成25年～平成29年）と比較して13次防期間中（平成30年～2022（平成34）年）の合計値を15％以上減少させ、45人以下とする。

② 休業４日以上の労働災害による死傷者数について、12次防期間中の最少の年（平成28年：987人）と比較して、2022（平成34）年までに５％以上減少させ、937人以下とする。

ア　死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

近年増加する死亡災害の発生状況を踏まえ、死亡災害等重篤な災害の発生する割合の高い建設業、製造業における労働災害防止対策を推進します。特に、建設業においては法改正に伴うフルハーネス型墜落制止用器具の使用など、適切な措置の普及を図ります。

イ　過労死等の防止対策等の労働者の健康確保対策等の推進

平成27年に導入されたストレスチェック制度について徹底を図るほか、働き方改革関連法により強化された労働時間管理及び産業医制度による適切な健康管理の促進を図るとともに、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図ります。

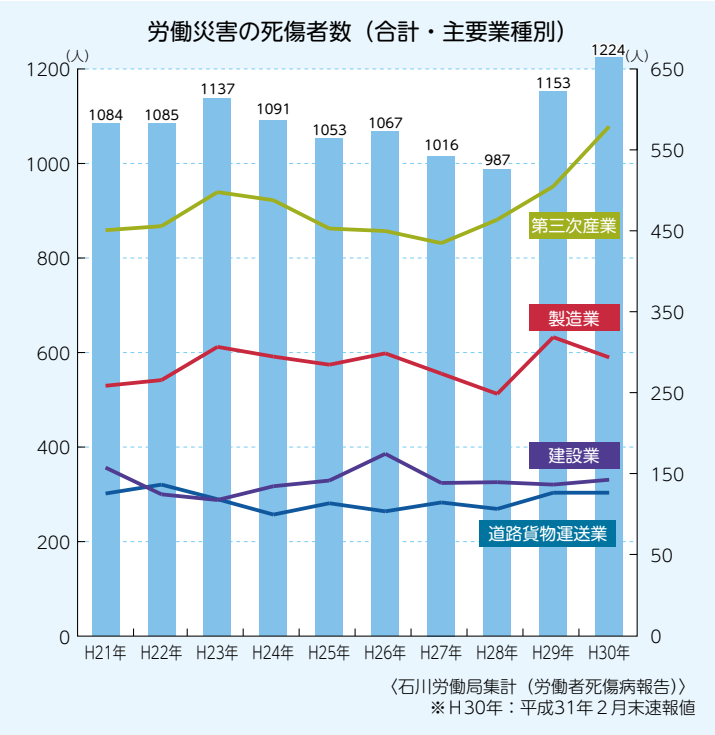

〈石川労働局集計（労働者死傷病報告）〉
※Ｈ30年：平成31年２月末速報値

ウ　就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

転倒災害を中心とした労働災害の増加する第三次産業における対策を推進するほか、その主な要因となっている高年齢労働者の労働災害防止対策を推進します。

エ　化学物質等による労働災害防止対策

平成28年６月に義務付けられた化学物質のリスクアセスメントについて、引き続き未実施事業場への指導や支援を行う等により、実施の定着を図っていきます。

また、今後、増加が見込まれる建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策について、地方公共団体とも連携し、引き続き指導を徹底していきます。

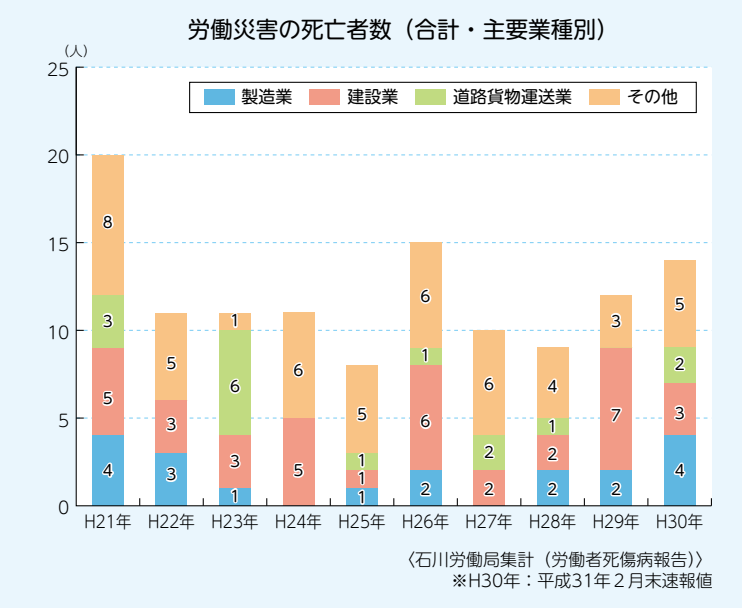

オ　企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業における自主的安全衛生管理活動の推進を図るとともに、安全衛生優良企業表彰制度の周知に努めます。

安全衛生優良企業認定マーク

（４）被災労働者又はそのご遺族に対する迅速かつ公正な労災保険の給付

ア　過労死等事案に係る的確な労災認定

労働災害による被災労働者及びそのご遺族からの労災保険給付の請求について、迅速かつ公正な処理を行います。 また、過労死等事案に係る労災請求についても、認定基準等に基づき迅速かつ公正に処理します。

労災保険の窓口業務については、引き続き相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行うとともに、処理状況の連絡の実施を徹底し、請求等ができると思われる事項について請求もれがないように説明を行います。

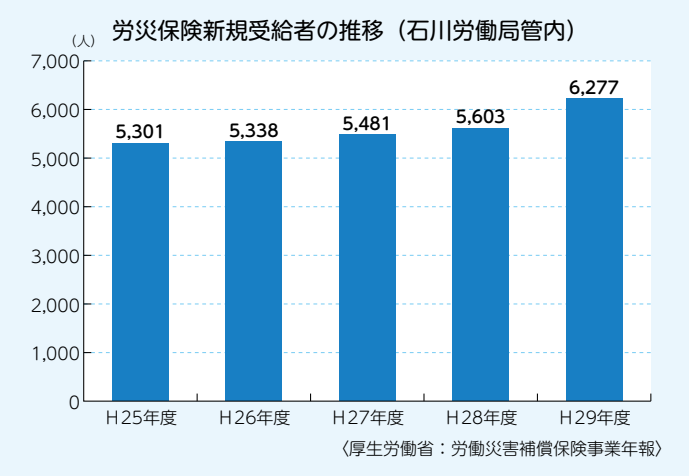

イ　石綿救済制度等の周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る的確な労災認定

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の更なる周知徹底を図り、被災労働者及びそのご遺族に対し請求勧奨を行います。

また、労災保険給付や特別遺族給付金の請求については、認定基準等を踏まえて、迅速かつ公正な補償（救済）を行います。

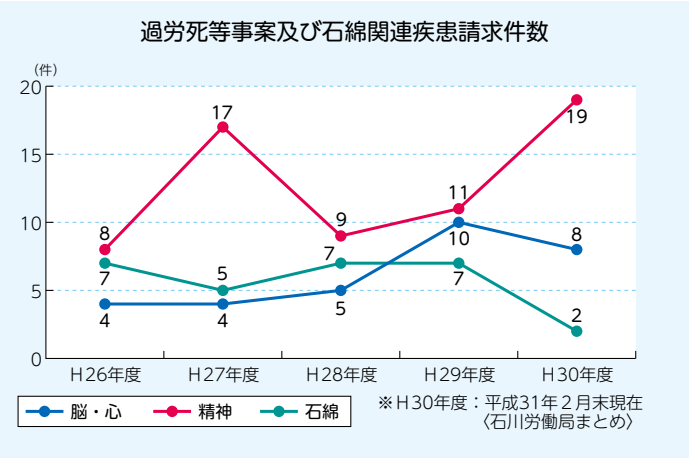

3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の周知及び事業主に対する支援

2020（平成32）年４月から施行されるパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の円滑な施行に向け、改正法及びガイドライン等の理解と**「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」**の活用を促進するため、説明会の開催等あらゆる機会を通じて、労使双方に周知徹底を図ります。

特に中小企業・小規模事業者等に対する「同一労働同一賃金」の理解の促進を図るため、「石川働き方改革推進支援センター」によるきめ細かな支援に努めます。

また、キャリアアップ助成金等の活用による事業主支援を通じ、正社員を希望する非正規労働者の正社員転換や待遇改善を促進します。

同一労働同一賃金特集ページ　検索

厚生労働省の「同一労働同一賃金特集ページ」に、「ガイドライン」や**「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」**を掲載しております。ぜひ、ご活用ください!!

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）

※一部抜粋

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

通勤手当等

短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の支給をしなければならない。
※同様の手当‥単身赴任手当（同一の支給要件を満たす場合）等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献である短時間労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

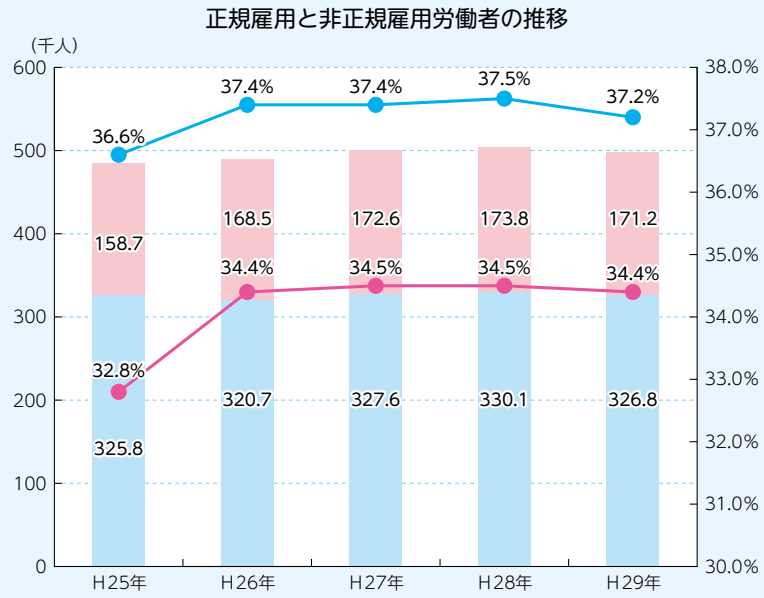

石川県内の雇用者全体に占める「非正規雇用労働者」の割合は34.4%となっており、全国（37.2%）よりは低くなっているものの、ここ数年34%台で横ばい状態である。

非正規労働者数（石川県）
正規労働者数（石川県）
非正規労働者構成比（石川県）
非正規労働者構成比（全国）

石川県の数値：【石川県】石川県労働力調査年報（基本集計）
各年（1～12月）平均より
全国の数値：【総務省】労働力調査年報（基本集計）

4 総合的なハラスメント対策の推進

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどに対し一元的に対応できる体制を整備し、一体的に未然防止を図るよう事業主に促します。

さらに、ハラスメント事案が生じた企業に対しては、事後の適切な対応と再発防止のための取組について周知徹底を図るとともに、ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置を講じるよう指導等を行います。

また、労使双方からのハラスメントに関する相談について、迅速かつ適切に対応します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）とは	セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは	パワーハラスメント（パワハラ）とは
妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動をいいます。	職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快になることをいいます。	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいいます。
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法により、対策を講じることが事業主の義務とされており、対策に不備がある場合などは行政指導の対象となります。		セクハラやマタハラなどと一元的に対応できるようにしておくことが望ましいとされています。
※実際にハラスメント事案が生じた場合、いずれのハラスメントについても、事業主は民法上の使用者責任や安全配慮義務違反を問われるおそれがあります。		

5 個別労働関係紛争の解決の促進

個々の労働者と事業主の民事的なトラブル（個別労働関係紛争）について、円満・迅速な解決を図ることを目指します。

- **「総合労働相談コーナー」における情報提供・相談**
- **労働局長による助言・指導**
- **紛争調整委員会による「あっせん」**

※いずれも労働者、事業主どちらからでも利用できます。
「総合労働相談コーナー」は労働局と各労働基準監督署内にあります。

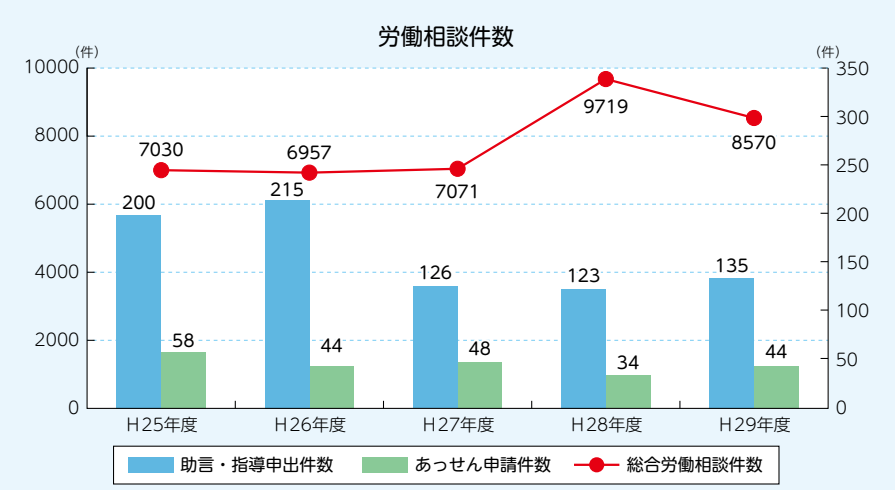

〈石川労働局調べ〉
※平成28年度から男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなり、これらの件数も計上することとしたため、件数が増加しているもの。

「あっせん」とは？

専門家（弁護士等）が紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方の調整を行い、**無料**で**迅速・簡便**に紛争解決を図る制度です。

手続きは**非公開**で、あっせん申請による不利益の取り扱いが法律で禁止されています。

6 治療と仕事の両立支援

「働き方改革実行計画」（平成29年３月）にも掲げられている治療と仕事の両立支援について、平成29年８月に設置された「石川県地域両立支援推進チーム」における議論を踏まえ、引き続き企業、業界団体、医療機関、行政機関等と連携し県民への対策の必要性の周知や、両立支援コーディネーターの養成等を通じた相談体制の充実等の対応を進めていきます。

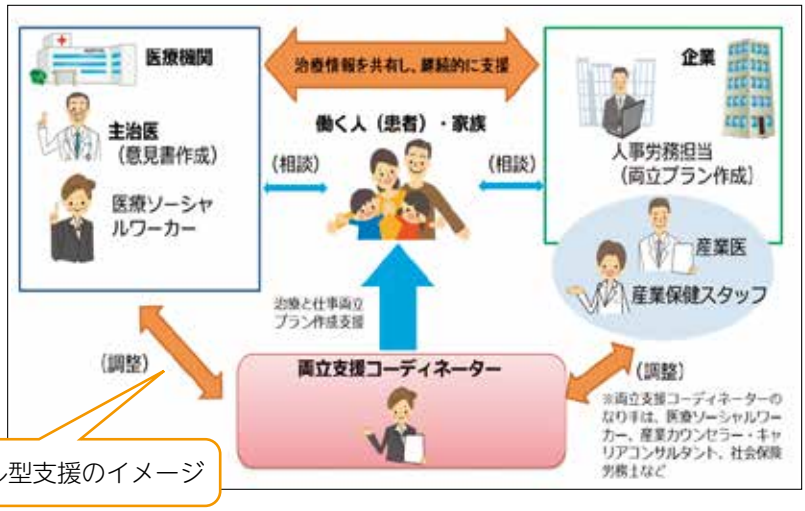

病気の治療と両立に向けたトライアングル型支援のイメージ

7 様々な取り組み

（１）労働法制の普及等に関する取組

大学生や高校生等に対し、働くときに必要な労働法制の基礎知識等に加え、トラブルに対応する相談先等について説明するセミナーを開催します。　【実施件数】平成30年度実施件数：14件

また、各ハローワークにおいて、若年求職者向けに雇用保険初回講習等で労働法制の説明をします。

さらに、新入学生がアルバイトを始める４月から夏休み前の７月までの間に「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。キャンペーン期間中には、石川労働局及び労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置して、学生等に対応する相談体制を整備します。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！キャラクター」〈たしかめたん〉

（２）「認定企業制度」の周知

厚生労働省・石川労働局では、働きやすい職場づくりに実績を上げている企業を認定しています。認定を受けると、以下の認定マークを表示することができ、働きやすい職場であること等企業のイメージアップにつながります。

このため、認定企業制度の認定要件やメリットを取りまとめたリーフレットを作成し、事業主団体や各事業所に配付するとともに、労働局ホームページに認定企業制度の特集ページを掲載し、周知を図ります。

認定企業については、ハローワークの求人票に認定マークを掲載するとともに、労働局主催の合同就職面接会で、参加学生等に対して、参加している認定企業をＰＲします。

えるぼし

【概要】えるぼし認定とは、女性の活躍推進に関する取組が優良である企業を「女性活躍推進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

くるみん

【概要】くるみん認定とは、労働者の“仕事と子育ての両立”を図るために雇用環境整備に積極的に取り組み、その取組状況が優良な企業を「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

ユースエール

【概要】ユースエール認定とは、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

安全衛生優良企業

【概要】安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持、改善している企業について、厚生労働大臣が認定する制度です。

Ⅳ　人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

1　人材確保支援の総合的な推進

雇用失業情勢が着実に改善している中で、人材不足が顕著になっている福祉、建設、警備、運輸分野等について、 ハローワーク金沢に設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、担当者制によるきめ細かな就職支援を行うとともに、求職者のニーズを踏まえた求人条件の見直し等により求人充足を支援します。また、人材確保等支援助成金等の活用促進により雇用管理改善、生産性向上等に取組む事業主を支援し、県内企業の「魅力ある職場づくり」を推進します。

有効求人・求職の推移（各年１～12月平均）

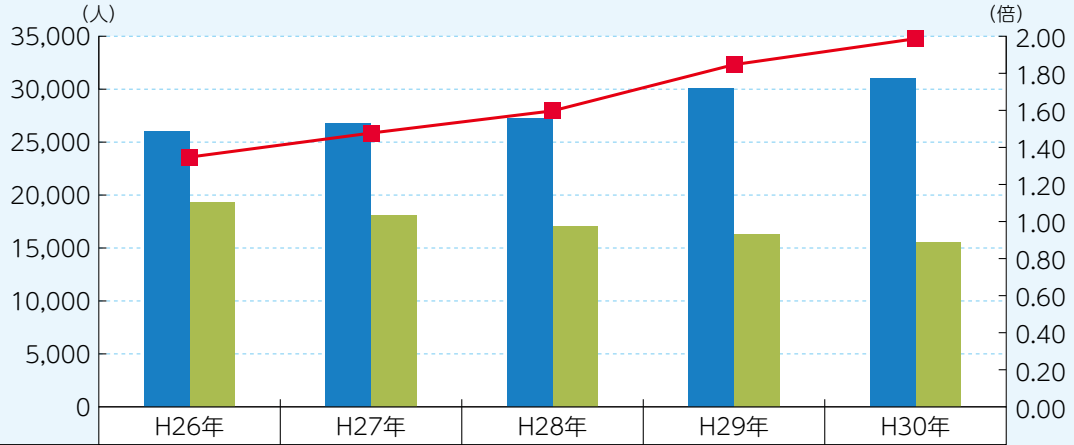

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
有効求人数	26,029	26,849	27,328	30,157	31,071
有効求職者数	19,332	18,099	17,043	16,306	15,594
有効求人倍率	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99

〈石川労働局まとめ〉

2　雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

（1）転職・再就職者の採用機会の拡大・受入れ企業の拡大及びハローワークにおけるマッチング機能の充実

ハローワークのマッチング業務の一層の充実を図るため、各ハローワークにおける就職件数等の主要項目や質の向上、業務改善につながる項目について目標設定・進捗管理、評価を行い、利用者の視点に立った自発的な業務改善に取り組みます。

雇用情勢が改善しているタイミングを捉え、正社員求人の確保や正社員就職の推進等により求職者の就職支援を強化するとともに、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえた能動的・積極的マッチングにより求人者に対する充足支援の強化に取り組みます。

（2）職業能力、職場情報の見える化の推進

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のツールであるジョブ･カードについて、「新ジョブ･カード制度石川県地域推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、より一層の活用促進に取り組みます。

また、ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に行います。

〈ジョブ・カードくん〉
ジョブ・カードの普及促進のために活動するマスコットです。

3 女性の活躍推進等

（1）女性の活躍推進

すべての女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会の実現を図るため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について、中小企業に重点を置き、広く周知啓発します。より多くの企業の情報掲載が進むよう「女性の活躍推進企業データベース」を案内するとともに、サイトの活用について働きかけを行います。

女性活躍推進法に基づく認定マーク（愛称：えるぼし）の周知広報を行うとともに、県内の認定企業の取組や好事例を紹介する機会を捉え、多数の企業が「えるぼし」認定を目指した取組を実施するよう促します。

えるぼし認定
4社

平成31年２月末現在

女性の活躍推進企業データベース ※一覧画面のイメージ

●検索結果画面では、会社が自ら公表している現状の数字を簡単に見ることができ、お気に入り保存もできます。

○○業

選択	お気に入り	企業名	企業規模	都道府県	採用に占める女性の割合			育児休業取得率						月平均残業時間		
					区分			区分	男性		女性			区分	月平均	
□	♡	株式会社 A社 全データ公表	501～1000人	石川県	正社員	21.1	%	対象とする労働者すべて	57.4	%	100	%		その他	10.8	時間
□	♡	株式会社 B社	101～300人	石川県	正社員	10.2	%	正社員	22.4	%	100	%		対象正社員	14.6	時間
			10～100人	石川県	その他	8.4	%							対象正社員	19.1	時間

●「くるみん」などの認定マークを取得している企業かどうかもわかります。

（2）女性のライフステージに対応した活躍支援

子育て女性等に対する就職支援のため、子ども連れで来所しやすいようキッズコーナーやベビーチェアを設置したマザーズハローワーク金沢などにおいて、女性ジョブサポート石川等関係機関との連携を図り、仕事と子育ての両立に関する情報提供をするなど、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談を実施します。また、「仕事と子育てが両立しやすい求人」の確保を図り、子育てする女性の再就職を支援します。

マザーズハローワーク金沢　キッズコーナー

4 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

（1）育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の周知

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法について、平成29年改正内容を重点的に周知するほか、事業所への訪問等による指導を通じて、各法の着実な施行を図ります。

男性の育児休業の取得促進、男女ともに介護離職防止のため、助成金の支給等により仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援します。

（2）次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び公表について、平成31年４月から石川県の条例により21人以上規模の企業が新たに積極的努力義務企業となったことから、石川県が開催するセミナーへの講師派遣や条例改正の周知に協力します。

また、優良な子育てサポート企業としての認定である「くるみん」及び「プラチナくるみん」について、学生や求職者の認知度を向上させるとともに、事業主に対しては公共調達における加点評価のメリット等の周知を図り、認定に向けた支援を行います。

くるみん認定	プラチナくるみん認定
33社	4社

平成31年２月末現在

5 外国人材受入れの環境整備等

石川県内で働く外国人労働者は、年々増加しており、外国人労働者を雇用している事業所数は1,518事業所、労働者数は9,795人（平成30年10月末現在）と過去最高となっています。

平成31年４月から、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後も外国人労働者の増加が予想されます。

多様な人材が安心してその能力を発揮できるよう、適正な雇用管理の確保を進めていきます。

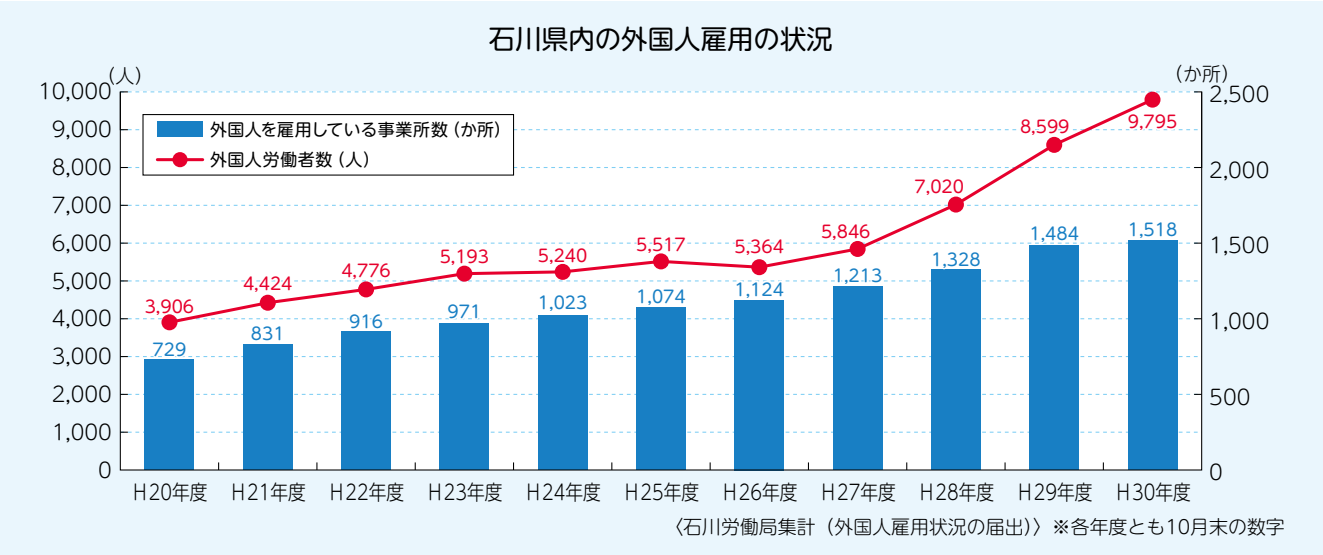

◇外国人労働者の雇入れ・離職の際には、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへの届出が必要です

6 障害者の活躍促進

ハローワークにおいて、個々の障害者の状況に応じたきめ細かな職業相談を行い、「障害者トライアル雇用事業」、「石川県障害者職場実習制度」や石川障害者職業能力開発校等の職業訓練などを活用しつつ、適格な職業紹介を実施します。

特に、求職者が急増している精神障害者の雇用促進や職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援を実施するとともに、「就職面接会」を開催し、障害者の就職促進を図ります。

さらに、障害者法定雇用率の改定について周知するとともに法定雇用率を達成していない企業等に対する指導・支援を強化します。また、企業が安心して障害者雇用に取り組めるよう、関係機関と連携を図り、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」、「障害者雇用促進セミナー」や「障害者雇用企業見学会」を開催します。

障害者法定雇用率（平成30年４月１日～）	
民間企業	2.2%

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」受講者に上記マーク入りグッズを配布しています。

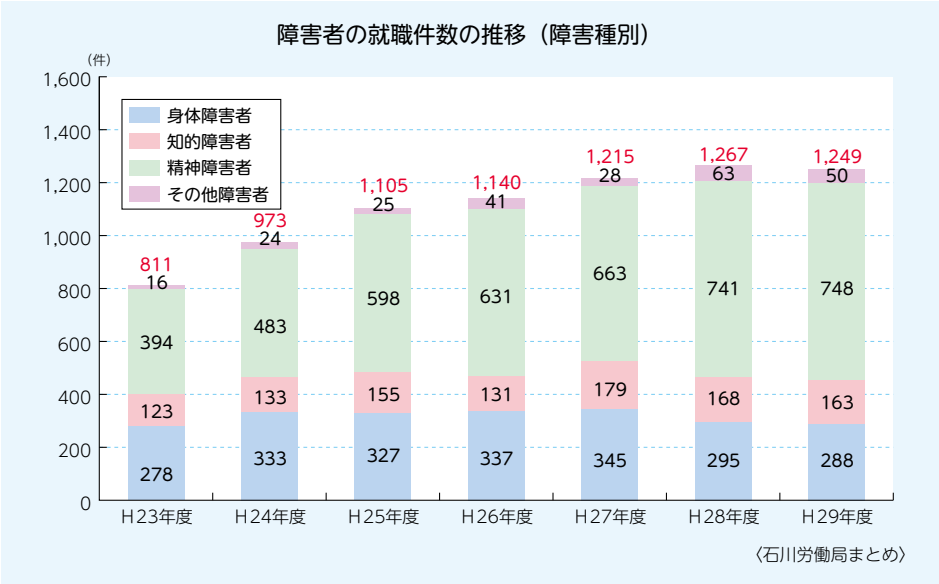

7 高齢者の就労支援・環境整備

事業主に対する65歳以降の定年延長や継続雇用の導入等、生涯現役で働ける雇用・就業環境の整備に向けた相談・援助の実施などにより、高齢者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の拡大を図ります。

高齢者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介や、再就職のための技能講習を実施します。特に、65歳以上の求職者のための個別求人開拓に取り組むなど、再就職支援の充実を図ります。

また、多様な就業・社会参加の受け皿として十分機能するよう、地域のシルバー人材センターにおける就業機会拡大・会員拡大の取組を支援します。

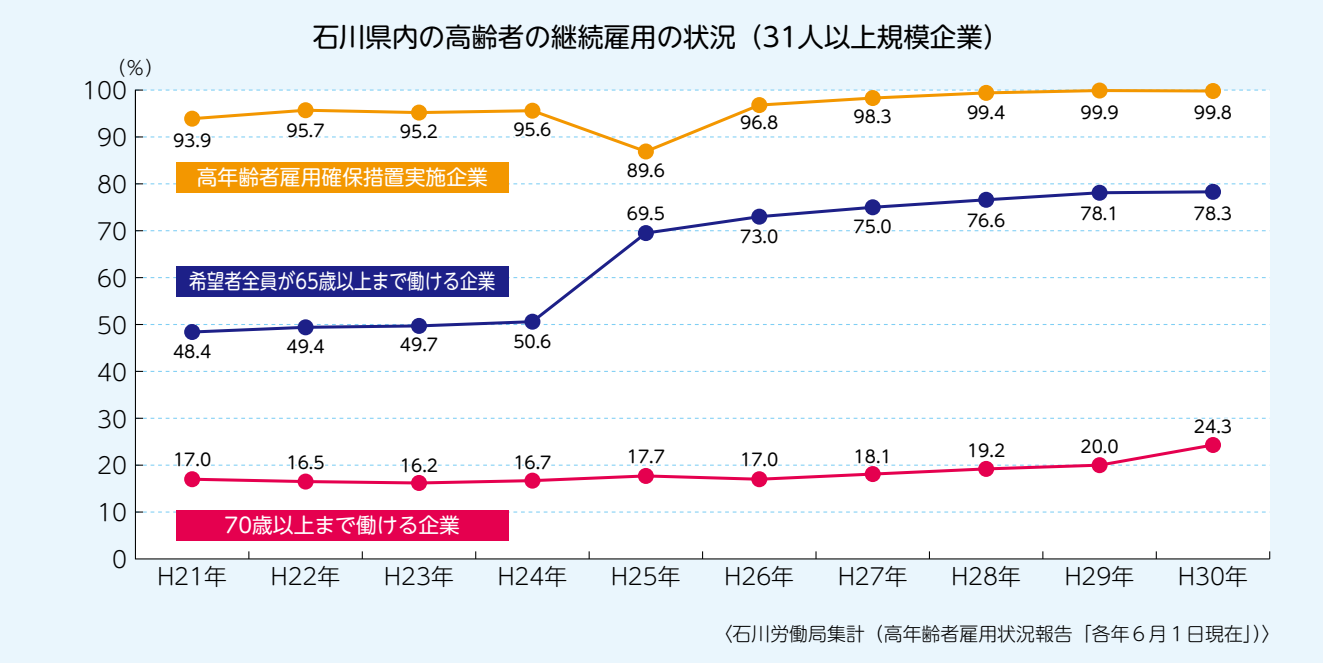

8 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

金沢新卒応援ハローワーク等における個別支援や、石川県と連携した企業ガイダンス・就職面接会の開催等により、新規学校卒業者等の就職を促進するとともに、就職後の職場定着を支援します。

若者雇用促進法に基づく新規学校卒業者の適職選択のための取組（ユースエール認定制度の普及促進、職場情報提供制度、求人不受理制度等）の周知・徹底により、若者と地元企業とのマッチングを強化します。

「わかもの支援コーナー・窓口」（ハローワーク金沢、小松、白山）を中心に、正規雇用を目指すフリーター等に対して、担当者制によるきめ細かな個別支援を行います。

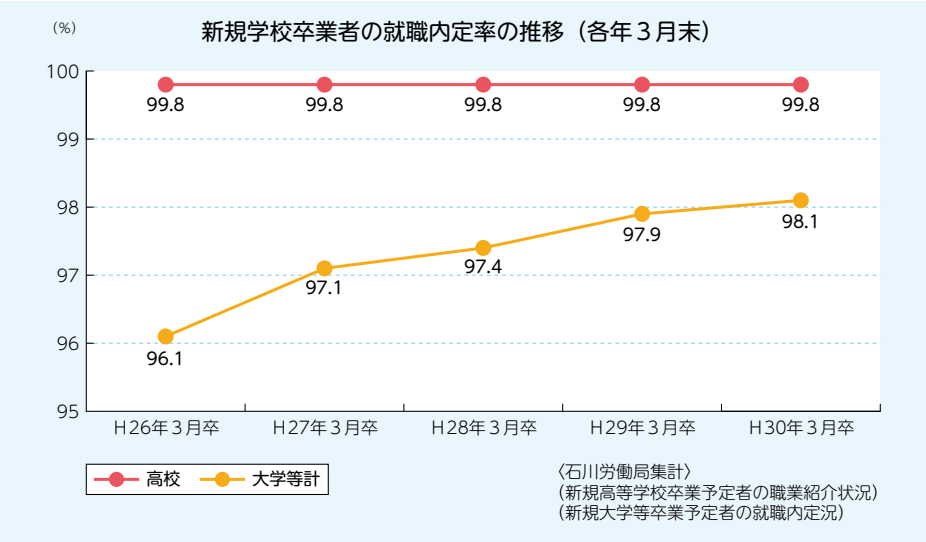

※若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定するもの

ユースエール認定
３社

平成31年２月末現在

9 生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進

（1）ハローワーク等における生活困窮者等の就労支援

生活保護受給者を含む生活困窮者やひとり親家庭の親などの就労支援については、これまで以上に地方公共団体との連携強化を図り、効率的・効果的な支援を実施します。また、ハローワークにおいて担当者制による職業紹介・相談のほか、就職後の職場定着支援を実施します。

生活保護手当支給日の市役所出張相談窓口

（2）刑務所出所者等の就労支援

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）を踏まえ、刑務所在所中に就職先が決定できるよう支援を行うほか、更生保護施設等との連携及び職場定着支援を推進することにより、刑務所出所者等に対する就労支援を実施します。

10 重層的なセーフティネットの構築

失業した求職者に対する再就職支援と生活の安定のための雇用保険失業給付等の適正支給に努めるとともに、セーフティネット機能が十分に発揮されるよう、制度内容等について広く周知を図り、円滑な施行に努めます。

11 人材育成の強化

ハロートレーニング（公的職業訓練）の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」やロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を決定し、積極的な広報活動を行っていますが、さらに、AKB48チーム８を「ハロートレーニングアンバサダー」に任命し、人材開発施策全体のさらなる利用促進を図ります。

また、地域における訓練ニーズを的確に把握し、関係機関等の連携の下、石川県におけるハロートレーニングの総合的な計画を策定します。

さらに、新たな技能習得やスキルアップを希望する求職者に、的確な職業訓練情報を提供するとともに、適切な職業訓練コースを案内し、早期に訓練受講できるよう努めます。

12 職業紹介業務の充実・強化とシステムの刷新について

ハローワークサービス憲章
懇切・公正・迅速

労働市場におけるハローワークのセーフティネットとしての機能を一層強化し、その役割を果たしていくため、「ハローワークサービス憲章」に基づき、利用者の多様なニーズに的確に対応した業務・サービスを展開するという考えのもと、ハローワークの業務・システムの刷新（以下「システム刷新」という。）を2020（平成32）年１月から段階的に実施する予定です。

特に、職業紹介業務については、ハローワークインターネットサービス等の機能強化を図ることによって、ハローワークの支援サービスへのアクセスのしやすさを向上させ、ハローワークの利用者層を拡げていき、これまで以上の利用者本位のサービス提供が可能となる環境を整備します。

13 需給調整事業等の適正な運営

民間や地方公共団体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督又は技術的助言、許可申請・届出処理等を適切に実施します。

また、平成30年１月に施行された改正職業安定法に基づき、求人等に係る労働条件明示義務の強化、職業紹介事業者や募集情報提供事業者に係るルールの新設等について、その円滑な施行を図るため、周知啓発及び助言・指導に取り組みます。

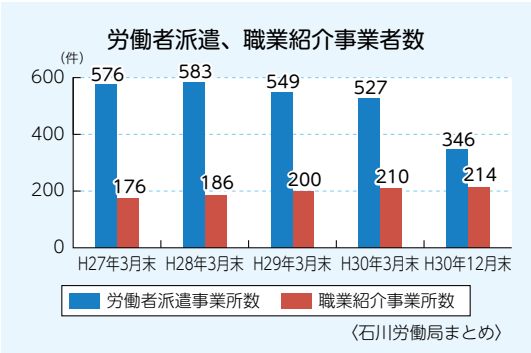

Ⅴ　労働保険適用徴収業務の適正な運営

1　労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

（1）未手続事業一掃対策

労働局・監督署・ハローワーク、労働保険加入促進業務の受託事業者及び他の関係機関と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握及び手続指導を行います。特に、受託事業者との連携を密にし、適正加入推進員の指導、労働保険事務組合への委託率の向上も目指します。

また、手続指導を複数回行っても自主的に成立手続を行わない事業については、職権成立手続を積極的に実施します。

（2）収納未済歳入額の縮減

事業主に対し、適正な労働保険料等を申告・納付するよう指導するとともに、利便性の向上や収納率の向上につながる口座振替制度の更なる利用促進を図ります。

滞納整理に当たっては、滞納事業を組織的に管理し、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主を重点に、確実な納付計画を立てさせ、計画どおり履行されない場合には、預金等の財産調査を積極的に行い、差押えを行う等適切かつ実効のある滞納整理を実施します。

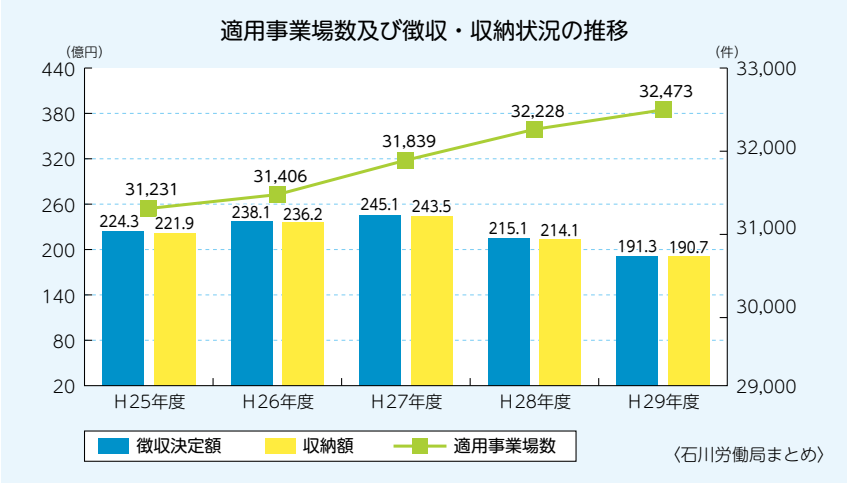

2　電子申請の利用促進等

各種事業者向け説明会などでの周知や社会保険労務士会をはじめとする関係団体に対する協力要請等を通して、積極的に電子申請の利用勧奨を行います。

また、年度更新期間を中心に電子申請体験コーナーを設置して、労働保険関係の手続きのみならず雇用保険関係や各種届出に活用できること等の周知を含めて、事業主等への利用促進に取り組みます。

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

※平成29年度は、石川労働局管内では、約6,200人に新規の療養補償給付等を行い、約11,100人に労災年金を支給しました。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

※平成29年度は、石川労働局管内では、約9,500人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

石川労働局の組織と担当業務

部(室)	課(室)	主な担当業務
総務部	総務課	人事、会計、給与などの事務に関すること 行政文書、保有個人情報の情報公開に関すること
	労働保険徴収室	労働保険料の徴収に関すること 労働保険関係成立及び消滅に関すること 労働保険料の額の決定並びに充当及び還付に関すること 労働保険事務組合の業務及び認可等に関すること
	雇用環境・均等室	行政間の総合的な連絡、調整に関すること 働き方改革に関すること 女性の活躍推進に関すること 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に関すること 育児・介護休業制度や一般事業主行動計画の策定等に関すること パートタイム労働者の雇用管理の改善に関すること 総合労働相談（個別労働関係紛争解決制度）に関すること 雇用環境改善の各種助成金の支給に関すること
労働基準部	監督課	一般労働条件の確保・改善に関すること 事業場の監督指導に関すること 司法事件の捜査に関すること
	賃金室	最低賃金制度に関すること 賃金統計に関すること
	健康安全課	労働者の健康保持増進、メンタルヘルス及び快適職場の形成に関すること 労働災害の防止、職業性疾病の予防に関すること 労働安全衛生法に基づく免許、技能講習に関すること 特定機械等の製造許可及び特定自主検査に関すること
	労災補償課	労災保険法に基づく保険給付（業務災害、通勤災害）に関すること 労災保険法に基づく社会復帰促進等事業に関すること 労災保険法に基づく審査請求に関すること
職業安定部	職業安定課	職業紹介に関すること 若年者及び新規学校卒業予定者の雇用対策に関すること 雇用保険の適用及び失業給付等に関すること
	需給調整事業室	労働者派遣事業に関すること 有料・無料職業紹介事業に関すること 労働者供給事業に関すること 労働者募集、募集情報等提供事業者に関すること
	職業対策課	高齢者雇用対策、障害者雇用対策に関すること 雇用管理改善に関すること 外国人等の雇用の促進に関すること 雇用関係の各種助成金の支給に関すること
	訓練室	ハロートレーニング（公的職業訓練：公共職業訓練・求職者支援訓練）に関すること 外国人技能実習制度に関すること

※開庁時間は、月曜日～金曜日　8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）です。

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄・概要

労働基準監督署

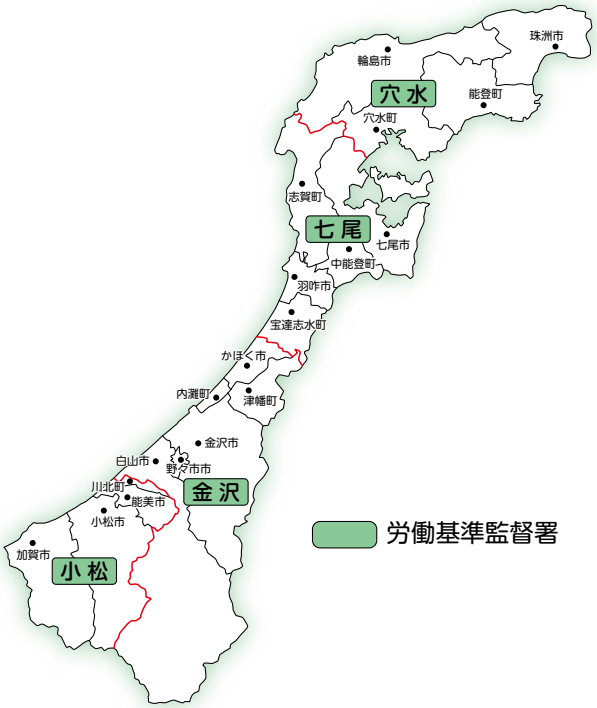

金沢	金沢市、白山市、かほく市、野々市市 津幡町、内灘町
小松	小松市、加賀市、能美市、川北町
七尾	七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町 宝達志水町
穴水	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

公共職業安定所（ハローワーク）

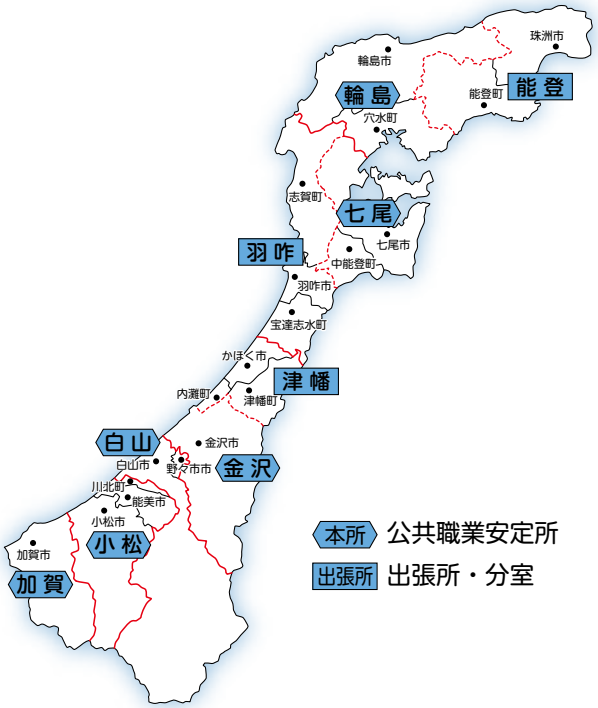

金沢	金沢市
津幡	かほく市、津幡町、内灘町
小松	小松市、能美市、川北町
白山	白山市、野々市市
七尾	七尾市、中能登町
羽咋	羽咋市、志賀町、宝達志水町
加賀	加賀市
輪島	輪島市、穴水町
能登	珠洲市、能登町

窓口の概要

労働条件	●賃金不払、解雇等に関する相談 ●就業規則、36協定等の届出 ●最低賃金に関する相談
安全衛生	●工事計画届、死傷病報告等の届出 ●健康診断結果等の届出 ●健康づくり、職業性疾病予防等に関する相談
労働保険・労災保険	●労働保険の加入、労働保険料の申告・納付及び相談 ●労災保険の給付（業務災害、通勤災害）の申請及び相談

労働災害について、死亡・重大災害が発生した場合には、夜間、休日であっても、直ちに災害発生場所の所轄労働基準監督署に電話連絡をお願いします。

窓口の概要

職業相談		●就職に関する相談・企業への紹介 ●求人情報のパソコンでの閲覧 ●就職に関する各種セミナーの案内 ●職業訓練の案内・相談
求人・雇用相談		●従業員募集の相談・申込 ●雇用に関する助成金等の相談 ●定年延長・障害者雇用等の雇用管理の相談
雇用保険	適用	●雇用保険の加入・廃止等の届出 ●被保険者の資格取得・喪失・離職票の交付 ●雇用継続給付の申請
	給付	●失業給付金の受給手続 ●教育訓練給付の申請

☆個別の申請・相談等の窓口につきましては、各労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）でご確認ください。

石川労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）等の所在地

石川労働局

〒920-0024　金沢市西念3-4-1　金沢駅西合同庁舎5・6F

●総務部

総務課	☎ 076-265-4420
労働保険徴収室	☎ 076-265-4422
●雇用環境・均等室	☎ 076-265-4429

●労働基準部

監督課	☎ 076-265-4423
賃金室	☎ 076-265-4425
健康安全課	☎ 076-265-4424
労災補償課	☎ 076-265-4426

●職業安定部

職業安定課	☎ 076-265-4427
雇用保険電子申請事務センター	☎ 076-265-4421
需給調整事業室	☎ 076-265-4435
職業対策課	☎ 076-265-4428
訓練室	☎ 076-200-8437

労働基準監督署

●金沢労働基準監督署　☎ 076-292-7933
〒921-8013　金沢市新神田4-3-10　金沢新神田合同庁舎3F

●小松労働基準監督署　☎ 0761-22-4231
〒923-0868　小松市日の出町1-120　小松日の出合同庁舎7F

●七尾労働基準監督署　☎ 0767-52-3294
〒926-0852　七尾市小島町西部2　七尾地方合同庁舎2F

●穴水労働基準監督署　☎ 0768-52-1140
〒927-0027　鳳珠郡穴水町字川島キ84　穴水地方合同庁舎2F

総合労働相談コーナー

●石川労働局総合労働相談コーナー
（石川労働局　雇用環境・均等室内）　☎ 076-265-4432

●金沢総合労働相談コーナー
（金沢労働基準監督署内）　☎ 076-292-7947

●小松総合労働相談コーナー
（小松労働基準監督署内）　☎ 0761-22-4207

●七尾総合労働相談コーナー
（七尾労働基準監督署内）　☎ 0767-52-7640

●穴水総合労働相談コーナー
（穴水労働基準監督署内）　☎ 0768-52-1184

公共職業安定所（ハローワーク）

●ハローワーク金沢　☎ 076-253-3030
〒920-8609　金沢市鳴和1-18-42

●ハローワーク津幡　☎ 076-289-2530
〒929-0326　河北郡津幡町字清水ア66-4

●ハローワーク小松　☎ 0761-24-8609
〒923-8609　小松市日の出町1-120　小松日の出合同庁舎2F

●ハローワーク白山　☎ 076-275-8533
〒924-0871　白山市西新町235

●ハローワーク七尾　☎ 0767-52-3255
〒926-8609　七尾市小島町西部2　七尾地方合同庁舎1F

●ハローワーク羽咋　☎ 0767-22-1241
〒925-8609　羽咋市南中央町キ105-6

●ハローワーク加賀　☎ 0761-72-8609
〒922-8609　加賀市大聖寺菅生イ78-3

●ハローワーク輪島　☎ 0768-22-0325
〒928-8609　輪島市鳳至町畠田99-3　輪島地方合同庁舎1F

●ハローワーク能登　☎ 0768-62-1242
〒927-0435　鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2

若年者対象の就職支援施設

●ヤングハローワーク金沢
（金沢新卒者応援ハローワーク）　☎ 076-261-9453
〒920-0935　金沢市石引4-17-1　石川県本多の森庁舎1F

子育て女性等対象の就職支援施設

●マザーズハローワーク金沢　☎ 076-261-0026
〒920-0935　金沢市石引4-17-1　石川県本多の森庁舎1F

職業相談の窓口（U・I・Jターン・高齢者等）

●しごとプラザ金沢　☎ 076-223-0765
〒920-0935　金沢市石引4-17-1　石川県本多の森庁舎1F

生活保護受給者等対象の就職支援窓口

●福祉・就労支援コーナーかなざわ　☎ 076-222-8609
〒920-8577　金沢市広坂1-1-1　金沢市役所本庁舎1階 生活支援課横

地域住民対象の就職支援施設

●珠洲ハローワーク求人情報コーナー
（珠洲市地域職業相談室）　☎ 0768-82-0157
〒927-1215　珠洲市上戸町北方1-9-2　すず市民交流センター1F

●穴水ハローワーク求人情報コーナー
（穴水町地域職業相談室）　☎ 0768-52-0168
〒927-0027　鳳珠郡穴水町字川島ラ174　穴水町役場1F

●所在地の地図及び開庁時間については、
石川労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/）でご覧いただけます。

労働に関する相談窓口のご案内

就労上のトラブルに関する相談をしたいとき	
○ 解雇、いじめ・嫌がらせなど職場におけるトラブルに関する相談	総合労働相談コーナー
○ 職場におけるセクシュアルハラスメント等に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
労働問題について相談したいが、相談先がわからないとき	
○ その他、労働問題に関する相談	総合労働相談コーナー
男女均等な取扱い等に関する相談	
○ 職場における男女の均等な取扱に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
○ 婚姻・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱に関する相談	
育児・介護休業等に関する相談をしたいとき	
○ 育児・介護休業法に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
○ 一般事業主行動計画の策定や認定に関する相談	
○ 育児休業給付・介護休業給付に関する相談	ハローワーク
パートタイム労働に関する相談をしたいとき	
○ パートタイム労働法に関する相談	労働局 雇用環境・均等室
労働条件に関する相談をしたいとき	
○ 解雇、賃金不払、有給休暇、労働時間等に関する相談	労働基準監督署
○ 最低賃金・最低工賃等、賃金に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 賃金室
職場の安全衛生・健康管理に関する相談をしたいとき	
○ 労働災害防止等、職場の安全衛生に関する相談	労働基準監督署 又は 労働局 健康安全課
○ 免許・技能講習等に関する相談	
○ 健康診断及びメンタルヘルスに関する相談	
労働保険の加入手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 労働保険の加入手続きに関する相談	労働局 労働保険徴収室
○ 労働保険料の申告・納付に関する相談	
労災保険の手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 労災保険の申請や給付に関する相談	労働基準監督署
○ 労災年金受給者の年金・介護に関する相談	
雇用保険の手続き等に関する相談をしたいとき	
○ 雇用保険の申請や給付に関する相談	ハローワーク
○ 高年齢雇用継続給付に関する相談	
就職・採用に関する相談をしたいとき	
○ 求職・求人に関する相談	ハローワーク
高齢者・障害者・外国人の雇用に関する相談をしたいとき	
○ 高齢者・障害者・外国人労働者の職業相談	ハローワーク
○ 高齢者・障害者・外国人の雇用管理に関する相談	
職業訓練受講に関する相談をしたいとき	
○ ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）受講に関する相談	ハローワーク 又は 労働局 訓練室
労働者派遣・職業紹介事業に関する相談をしたいとき	
○ 労働者派遣事業に関する相談	労働局 需給調整事業室
○ 有料・無料職業紹介事業に関する相談	
各種助成金に関する相談をしたいとき	
○ 雇用関係各種助成金に関する相談	労働局 職業対策課 又は ハローワーク
○ 雇用環境改善関係各種助成金に関する相談	労働局 雇用環境・均等室

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。